第 5 章　計画の推進体制

5-1　　事業の推進体制

（1） 事業の推進体制

計画の評価・検証、改善策の検討は、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会が主体となって実施します。

また、計画の理念で掲げる「すべてのひとが幸せにくらせる　伊賀市の地域公共交通～みんなで支える　みんなが気軽におでかけできる　ネットワークづくり～」の実現に向けては、市民・地域、伊賀市、交通事業者、企業・関係団体等がそれぞれの役割分担のもと、一体となって取り組むことが必要です。

市民、利用者、企業・関係団体等から、地域公共交通に対して様々な意見等が寄せられます。これら意見等については、各交通事業者と市で共有するとともに利用状況などのデータ分析・事業の進捗状況把握・効果分析を行い、事業内容の改善点などを具体的に検討します。

加えて、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会では、６つの地域部会を設けており、それぞれ地域の代表の方が参画しています。そのため各地域に関する意見については、地域部会にて集約し、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会と連携し、対応策などの検討を行います。

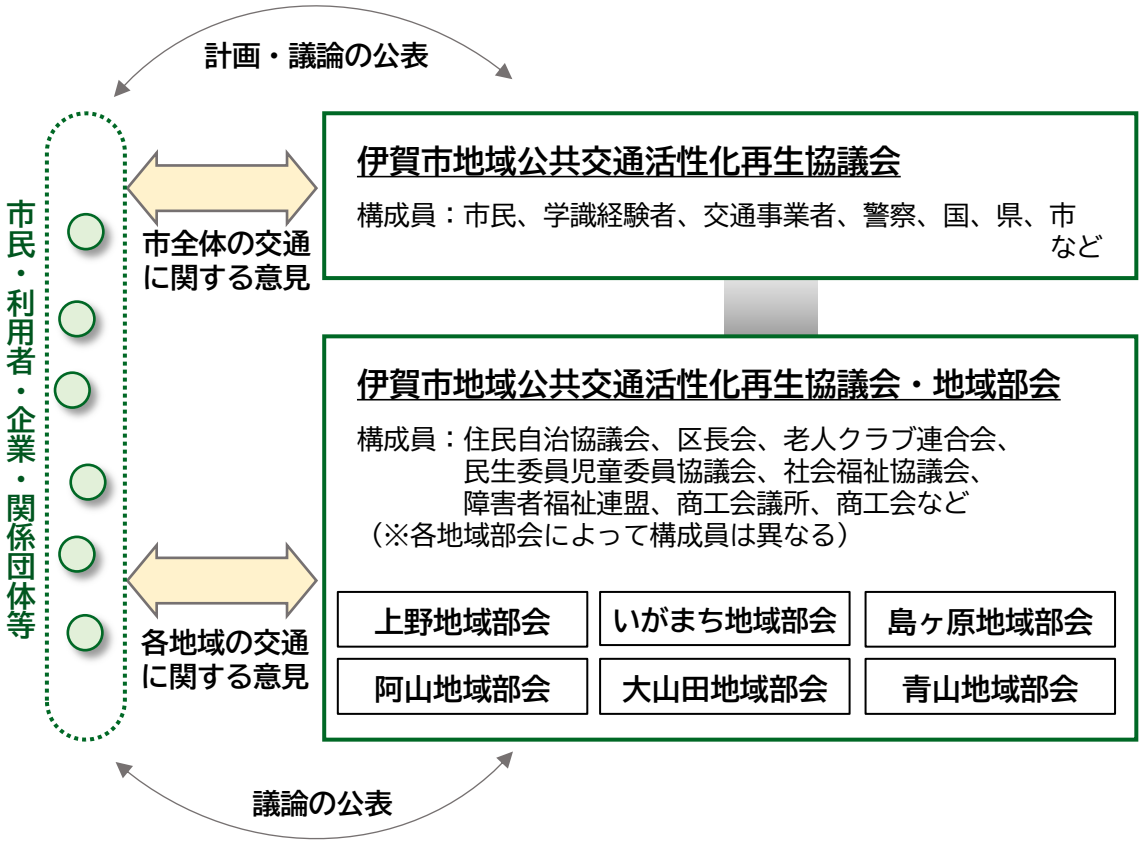


図 5-1　市民・利用者と事業者・組織体の関係イメージ

（２） 各主体の役割

「市民」・「地域」・「企業・関係団体等」の役割

- 「市民」は、自らの交通行動が地域に及ぼす影響を理解し、クルマのみに依存するのではなく、公共交通が利用可能な場合には積極的に公共交通を利用するなど、「マイレール・マイバス」の意識を持ち、一人ひとりが自発的かつ節度ある交通行動を選択することが求められます。また、自身が直接利用していない場合であっても、家族の利用や将来的な利用の可能性などを通じて、公共交通が生活の質の向上や安心の確保に寄与していることを認識し、公共交通を支える取組みへの理解と協力が期待されます。
- 「地域」は、住民や関係者が主体となり、地域内の移動実態や課題を共有しながら、既存の交通手段を見直し、地域の特性やニーズに適した交通手段について一緒になって考え、実現に向けて取り組む役割を担います。公共交通を「地域の財産」として捉え、利用促進や支援、合意形成などを通じて、持続可能な地域交通の形成に参画することが求められます。
- 「企業・関係団体等」は、一市民としての役割を担うとともに、交通事業者や行政と連携し、公共交通を盛り上げる取組みを推進する役割を担います。通勤・通学・通院など日常のあらゆる移動において公共交通を利用しやすい環境づくりを支援するとともに、地域や利用者の意見を集約し、交通事業者や市へ伝えるなど、公共交通の維持・充実に向けた多様な役割が期待されます。

「交通事業者」の役割

- 「交通事業者」は、誰もが安全で円滑かつ快適に移動することができるような輸送サービスを提供するための交通施設の整備及びその他必要な措置を講ずるものとします。
- 事業の推進や、地域が主体となった交通を構築していく段階においては、伊賀市や地域住民との交流を密に行い、事業者としてのノウハウを活用した交通サービスの提案を行うなど、積極的に地域交通の維持、発展に参画していくことが期待されます。
- 計画や事業を評価・改善していくため、運営している各路線の利用状況のデータ収集・分析を行うとともに、公共交通を取り巻く環境の変化や、利用者の声に、迅速かつ適切に対応すること、また、交通事業者から積極的な情報発信が求められます。

「伊賀市」の役割

- 「伊賀市」は、誰もが安全で円滑かつ快適に移動することができるよう、広域的・総合的な視点から、交通事業者や地域とともに公共交通路線の確保・維持・活性化に取り組みます。
- 伊賀市内の地域公共交通の多面的な価値を幅広く発揮するため、一定の財政支援を継続的に実施し、様々な行政分野に資する地域公共交通としていきます。
- 地域が主体となって課題解決に取り組めるよう、知見やデータの提供、関係者間の連携支援など、必要な伴走支援を行います。
- 行政だからこそできる広報媒体等を活用し、情報発信・利用啓発に努めます。
- 事業の推進にあたっては、事業主体と連携し、各事業の進捗状況の整理や効果分析を行っていくとともに、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会・地域部会における議論を経て、施策の具現化に努めます。

5-2　計画の評価スケジュール

事業進捗の確認については、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会にてあらゆる側面からデータ分析を行い、多面的な評価を実施します。また、計画の中間年となる令和 13 年度については、計画全般の評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

